



常総市告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により水海道都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月16日

常総市長 高杉



1 都市計画の種類

用途地域（大生郷工業団地拡張地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 工業専用地域

ア 追加する部分

常総市大生郷町字中丸の一部、与四郎内の一部及び与四郎内前の一部

3 縦覧場所

常総市都市建設部都市整備課

## 水海道都市計画用途地域の変更（常総市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（常総市）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後面退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 8.9 ha	8/10以下	4/10以下	—	—	10m	
	約 34 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	
小 計	約 43 ha						約 8.7%
第二種低層住居専用地域	約 12 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	
	約 3.0 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10m	
小 計	約 15 ha						約 3.1%
第一種中高層住居専用地域	約 88 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 17.9%
小 計	約 88 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 20 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 4.1%
小 計	約 20 ha						
第一種住居地域	約 143 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 29.1%
小 計	約 143 ha						
第二種住居地域	約 27 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5.5%
小 計	約 27 ha						
準住居地域	約 26 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 5.3%
小 計	約 26 ha						
近隣商業地域	約 21 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 4.3%
小 計	約 21 ha						
商業地域	約 22 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	約 4.5%
小 計	約 22 ha						
準工業地域	約 11 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.2%
小 計	約 11 ha						
工業地域	約 0.0 ha	—	—	—	—	—	約 0.0%
小 計	約 0.0 ha						
工業専用地域	約 75.4 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 15.4%
小 計	約 75.4 ha						
合 計	約 490.4 ha						100%

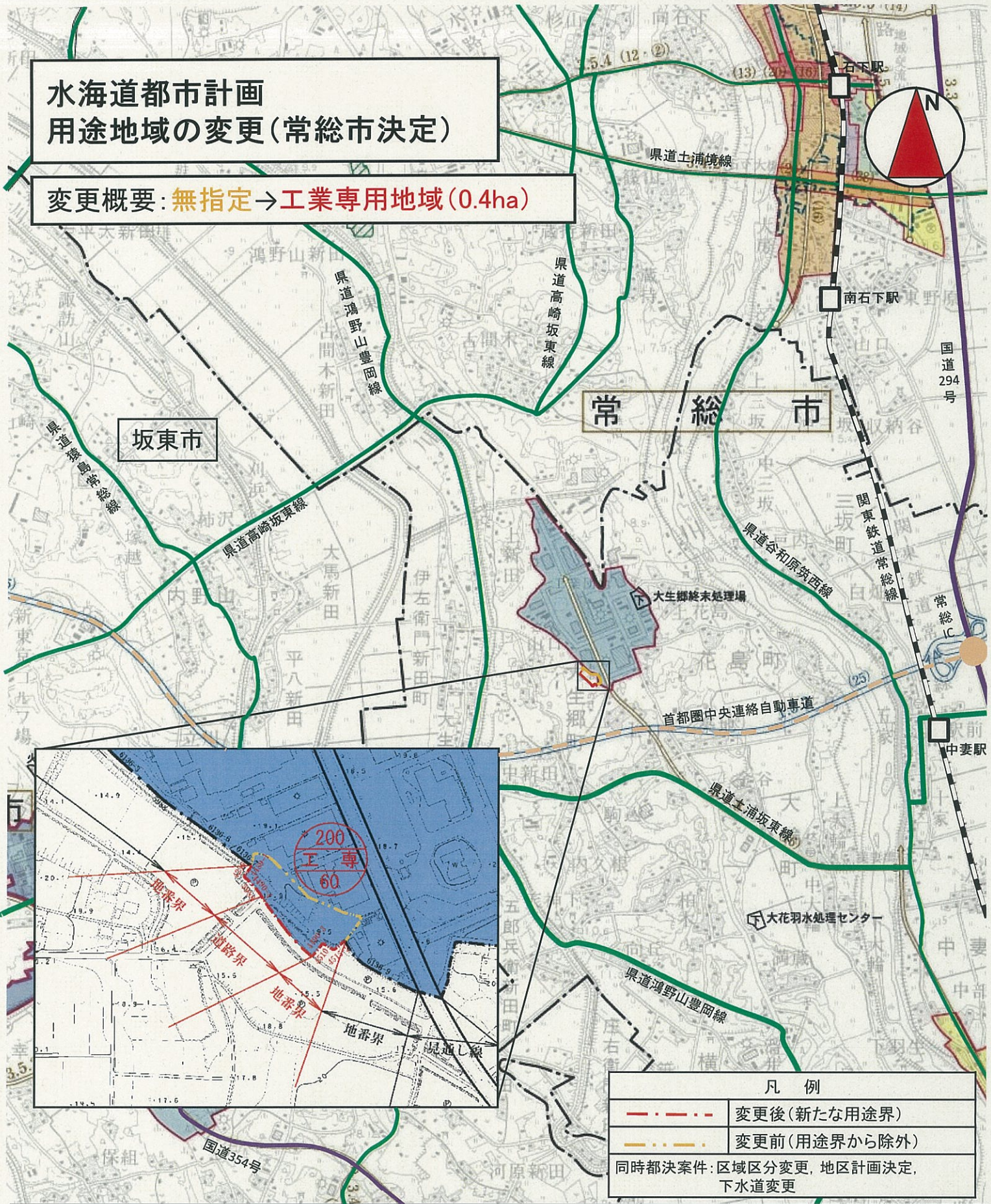
[種類、位置及び区域は計画図表示のとおり]

### 理 由

産業系市街地として適正な土地利用を実現するため、区域区分の変更に合わせて、本案の通り用途地域を定めるものである。

# 水海道都市計画 用途地域の変更(常総市決定)

変更概要: 無指定 → 工業専用地域(0.4ha)



凡 例	
<span style="color: red;">- - -</span>	変更後(新たな用途界)
<span style="color: yellow;">- - -</span>	変更前(用途界から除外)
同時都決案件: 区域区分変更, 地区計画決定, 下水道変更	

## 【変更理由】

産業系市街地として適正な土地利用を実現するため、区域区分の変更に合わせ、本案の通り用途地域を定めるものである。